



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 224 ●

介護保険関係の所得控除

今回は、介護保険に関係のある所得税・住民税の控除についてご紹介します。

1. 介護保険サービスの利用に係る費用 ➡ 医療費控除※

※医療費控除＝医療費控除の対象額－10万円または総所得金額などの合計の5%のいずれか少ない額

1年間に支払った医療費－保険金などで補てんされる金額

介護保険サービスごとに、医療費控除の対象となる金額が決められています。

対象となるサービスをご利用の場合、費用を支払った際に受け取る領収書に、医療費控除対象額が記載されていますのでご確認ください(1月から12月までに支払った分が対象です)。

医療費控除を受けるためには、確定申告の際に「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

サービスの種類(介護予防を含む)			医療費控除の対象となる範囲
在宅サービス	医療系	①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導	サービス費の自己負担分
		④通所リハビリテーション	サービス費の自己負担分と食費
		⑤短期入所療養介護	サービス費の自己負担分と食費、滞在費
	福祉系	⑥訪問介護(生活援助中心型を除く) ⑦訪問入浴介護 ⑧夜間対応型訪問介護 ⑨通所介護・認知症対応型通所介護 ⑩地域密着型通所介護	サービス費の自己負担分 ※①～⑤のサービスと併せて利用する場合のみ、医療費控除の対象。
		⑪小規模多機能型居宅介護 ⑫短期入所生活介護 ⑬第一号訪問事業(生活援助中心型を除く) ⑭第一号通所事業	
施設サービス	⑮介護老人保健施設 ⑯介護療養型医療施設 ⑰介護医療院		サービス費の自己負担分と食費、居住費
	⑱介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		サービス費の自己負担分と食費、居住費のそれぞれ2分の1の額。旧措置入所者は対象外。

※高額介護サービス費の払い戻しを受けた場合は、払い戻し金額を差し引いた残りの金額が対象(⑱は高額介護サービス費の払い戻し金額を差し引いた残りの金額の2分の1)。

※①～⑤の医療系サービスは支給限度額を超えた自己負担分も対象となるが、⑥～⑭の福祉系サービスは支給限度額を超えた自己負担分は対象外。

◆ 寝たきりの場合のおむつ代の医療費控除の取り扱いの制度改正について

おおむね6カ月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められれば、医療費控除の対象になります。

これまでおむつ代について医療費控除を受けるのが1年目の方は医師が発行する「おむつ使用証明書」がないと医療費控除を受けることができませんでしたが、取り扱いが改正され、令和7年の確定申告からはおむつ代について医療費控除を受けるのが1年目の方であっても2年目以降の方と同様に町が交付する「確認書」で代用が可能になりました。(「確認書」については介護保険係へお問い合わせください。)

おむつ代について医療費控除を受けるのが1年目の方

令和5年分まで	令和7年に確定申告を行う令和6年分(改正後)
医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。 「おむつ使用証明書」をお持ちになって医療費控除を受けてください。	要介護・要支援認定を受けた方については、要介護認定の審査に当たり作成された主治医意見書で下記の対象条件に該当していることが確認できれば、2年目以降の方と同様に医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくても町が交付する「確認書」での代用が可能です。 対象条件：①に該当し、かつ②または③に該当していること。 ①寝たきりの状態であること。 ②尿失禁が現在あるかまたは今後発生の可能性が高い状態であること。 ③「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること。 ※対象条件を満たす主治医意見書に係る要介護認定の有効期間(当該年以降のものに限る)の合計が6カ月以上(有効期間が連続しているものに限る)に係るおむつ代のみ医療費控除の対象となります。

おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の方

おむつを使用した当該年に作成された主治医意見書(当該年に主治医意見書が作成されていない場合は、当該年に受けていた要介護認定(有効期間が13カ月以上のものに限る。)の審査に当たり作成された主治医意見書)において、上欄の対象条件に該当していることが確認できれば町が交付する「確認書」での代用が可能となります。

※今回の改正は令和7年に確定申告(令和6年分)を行う際から適用となりますが、対象条件に該当しない場合は確認書での代用ができませんので、医師が発行する「おむつ使用証明書」にて医療費控除を受けてください。

2.要介護認定を受けている方 ➡ 障がい者控除

65歳以上の要介護1～5の認定者で知的障がい者・身体障がい者に準すると黒潮町長が認めた場合は、障がい者控除の対象となります。この控除を受けるには、障がい者控除対象者認定が必要ですので、介護保険係へ申請してください。

3.介護保険料 ➡ 社会保険料控除

1月から12月までの1年間に納めた介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。

納め方	社会保険料控除が受けられる方
特別徴収(年金から納めている)	被保険者本人のみ
普通徴収(納付書や口座振替で納めている)	被保険者本人、または本人の代わりに介護保険料を支払った生計を同じくする家族

○所得税の申告に関すること 中村税務署 ☎35-2135
○住民税の申告に関すること 本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113

介護保険料は大切な財源です。安心して便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116